

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

被保険者証の廃止を定める、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正等に伴い、小平市国民健康保険条例の一部を改正する。

2 改正の内容

国民健康保険法から被保険者証の返還にかかる規定が削除されたことに伴い、国民健康保険条例の引用条項及び文言の整理を行う。（第34条関係）

3 施行期日

令和6年12月2日

4 経過措置について

本条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。